



元気なうちから自分で考え、大切な人と話し合う



半田市版「医療・ケアについての私の事前指示書」

誰にも等しく、人生の最期は訪れます。



あなたは突然の病気や事故に巻き込まれ、ご家族や親しい方々は意識のないあなたと対面し、会話もできず混乱している時に、あなたに代わって終末期医療の選択を迫られるかもしれません。

あなたが認知症になり、最期の時期の過ごし方を自分で決めることができにくくなるかもしれませんし、ご家族や親しい方々は「認知症だから」と、あなたの希望を聞こうとしないこともあるかもしれません。

どのような医療を受けたいのか、その時になって考えるのは遅い場合もあります。だからこそ、自分の意思を伝えることができるうちに、ご家族や親しい方々に自分の言葉で伝えてほしいのです。

1つの方法として、あなたの思いや考えを伝える「人生会議」をしてみませんか。もしもの時のために、ご家族や友人など親しい方、時にあなたの医療・ケアに関わる専門職も交えて行います。

中面にある「医療・ケアについての私の事前指示書」は、人生会議に参加した方々と話した内容を確認し、書き留めておくものです。事前指示は次の3つを記しておくといいでしょう。

1. 人生の最期を「自分らしく過ごす」ために望むこと
2. 自分の代わり医療やケアに関する選択をする「代弁者」
3. 人生の最期に「望む医療・ケア」と「望まない医療・ケア」

あなたの希望を伝えることは、あなたの大切な人を守ることにもなります。死に逝くあなたの希望を1つでも叶えようとすることで、周りの人々は迷わずに、あなたの側にいられます。

あなたがこの世を去った後も、「本人の希望を1つでも叶えてあげられた」と安心し、それを心の拠り所にして前に進んでいけるのです。



「医療・ケアについての私の事前指示書」

作成日 年 月 日 署名 _____

1. 人生の最期を「自分らしく過ごす」ために望むこと

「もしもの時、私らしく充実した時間を過ごすために、家族や医療・ケアをする人に尊厳をもって行ってほしいことを記載します。」

【もしも病気になったら】

- 病名や病状は聞きたい
- 命にかかわる病気なら教えてほしい
- 受けられる医療をていねいに説明してほしい
- 受けても効果のない医療をていねいに説明してほしい
- 残された時間（余命）を教えてください
- 治療などに必要な費用を教えてください
- その他 希望すること

.....
.....

【人生の最期を過ごす場所について】

- 可能であれば、自宅で療養したい
- 可能であれば、病院や施設で療養したい
- その他 希望する場所.....

【自分らしく過ごすためのケアで望むこと】

- 苦痛を和らげるための十分なケアや投薬をしてほしい
- 日常ケア（顔をふく、お口の手入れ、爪切り、髪をとかす、ひげそりなど）はできるだけしてほしい.....
- 知人・友人などに病気であることを伝え、自分の元に訪れるように頼んでほしい
- 可能であれば、好きなものを食べたい
- 可能であれば、誰かがそばにいてほしい
- 可能であれば、声をかけてほしい
- 可能であれば、手を握ってほしい、
- 可能であれば、身体をさすってほしい
- その他 希望すること

.....

2. 自分の代わり医療やケアに関する選択をする「代弁者」

「私が自分自身で医療・ケアに関する判断・決定ができなくなった時、私にかわりに私の意思を代弁する人たちについて記載します。」

- 「私は代弁者を定めていません。」（成年後見制度の利用 あり・なし）
- 「以下の人が、私の意思の代弁者です。」

代弁者の署名欄

「私は本人とよく話し合いました。」

「私は本人とよく話し合いました。」

《 代 弁 者 》

《 代 弁 者 》

氏名	(続柄)
住所	
電話	(緊急連絡先)

氏名	(続柄)
住所	
電話	(緊急連絡先)

3. 人生の最期に「望む医療・ケア」と「望まない医療・ケア」

「私の希望は、次のとおりです。また、回復の見込みがないときの『延命治療』の希望は、次のとおりです。」

- できるだけ延命治療をしてほしい
- 回復の見込みがなければ、延命治療は希望しない
- 延命よりも、痛みや苦痛を少なくする医療をしてほしい
- その他 希望すること

◎延命治療とは、人工呼吸器・心肺蘇生術（心臓マッサージや人工呼吸）・人工的水分栄養補給（点滴、経管栄養、胃ろうなど）・人工透析・大手術など、延命に関わるもの全てを指します。助かる見込みのある救命治療は含まれません。

◎「延命治療をしない」ということは、すべての医療処置やケアをやめることではありません。



—事前指示書を書くにあたっての留意点—



- * 事前指示書は、記載することが目的ではなく、ご家族や親しい方々と自分の最期の時について十分話し合うことが大切です。
かかりつけ医や主治医、ケアマネジャーにも相談しましょう。
- * 事前指示書はその時に書けることだけを書き、全部が埋まらなくてもかまいません。また、あなたの考えや気持ちについて、ご家族をはじめとする親しい人々に伝えることができるよう、話し合いながら記載してください。
- * 人の気持ちは揺れ動き、また周囲の状況や病状によって変化します。
気持ちが変わった時は、事前指示書を書き直してください。
事前指示書は何度書き直してもかまいません。ただし、記入した日付は忘れずに記載してください。定期的に見直すことも大切です。
- * 署名した事前指示書の保管場所は、必ず代弁者と共有してください。
- * この事前指示書は、かかりつけ医や入院する病院スタッフに治療についての希望を伝えるために提示したり、介護サービスを利用する時にケアマネジャーに望むケアや望まないケアを伝えるために提示するのも良いでしょう。

- 現在、日本において、医療に関する事前指示に法的強制力はありません。
- 本人の意思・事前指示が確認できる場合には、医師をはじめとする医療従事者や介護従事者は本人による意思決定を基本にした上で治療に関する方針を決定しています。
- 本人の意思・事前指示が不明な場合は、医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断して、本人にとって最善な治療方針をとることを基本とします。

【参考：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 2019. 3月 厚生労働省】

作成 半田市地域包括ケアシステム推進協議会

2014年 作成

2015年 改訂

2020年9月改訂

2022年4月改訂

お問い合わせ 半田市福祉部健康課 ☎ (0569) 84-0662 (直通)